

# 平成28年第2回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成28年6月17日 午前10時00分

---

## ○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之    2番 田中唯登志    3番 廣崎誠治    4番 荒牧弘敏  
5番 高畑広視    6番 宮崎昌宗    7番 峯 新一    8番 三田敏和  
9番 大山 晃    10番 茂呂孝志    11番 宮本理一郎    12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

---

## ○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 中 豊  
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 永野英憲  
税務課長 尾崎幸光・ 住民課長 佐矢野 靖・ 長寿福祉課長 末松克美  
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 福本豊彦  
教務課長 古原典幸・ 総務係長 熊谷豊司

---

## ○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一  
議会事務局 岩井英樹

○議事日程

平成28年第2回上毛町議会定例会議事日程（3日目）

平成28年6月17日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第36号 上毛町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第37号 上毛町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第38号 上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第39号 上毛町乳幼児・こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第41号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第42号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 発議第 2号 中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の再稼働の中止及び川内原発の稼働停止を求める意見書（案）
- 日程第10 議案第43号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第12 広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

## ○ 会 議 の 経 過 （ 3 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は11名です。11番宮本議員より、遅くなるとの届け出が提出されておりますので、御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので御確認ください。

---

○議長（安元慶彦君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、6月7日の本会議で各常任委員長に審査を付託した議案について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しをお配りしております。

各委員長報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了解ください。

委員会付託案件の審議が全て終了した後、本日、町長より提出された追加議案の審議を行います。

追加議案は、本日審議する議案のため、提案理由の説明に引き続き、議案内容の説明を受け、質疑、討論、採決を行います。このことは、議会運営委員会を開催していただき答申をいただいておりますので、報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、お手元に配付の各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の

報告を受けます。

---

○議長（安元慶彦君） 日程第3、議案第37号 上毛町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第38号 上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第39号 上毛町乳幼児・こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第42号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第9、発議第2号 中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の再稼働の中止及び川内原発の稼働停止を求める意見書（案）、以上5件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○文教厚生委員長（三田敏和君） 皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告をいたします。

当委員会は6月13日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時53分開会、9時32分開会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案3件、予算案1件と議員から提出された発議1件の計5件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

議案第37号 上毛町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

福岡県重度障害者医療費の支給制度改正に伴い、本条例を改正する必要がある。今回、この重度障害者の条例を改正するのは、平成28年10月1日から子ども医療費の対象年齢を県が就学前から小学校6年生まで広げるという改正です。

質疑なし。

討論なし。

全会一致で可決することに決しました。

議案第38号 上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

福岡県ひとり親家庭等医療費の支給制度の改正に伴い、本条例を改正する必要があります。入院については子ども医療を使用、通院の場合のみ支給するとの改正であります。通院については、小中学生、通院のみ子ども医療、ひとり親家庭については子どもと一緒にですが、県の補助があるひとり親家庭を利用していただくことになるとの説明でした。

質疑なし。

討論なし。

全会一致で可決することに決しました。

議案第39号 上毛町乳幼児・こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

福岡県乳幼児医療費支給制度の改正に伴い本条例を改正する必要があります。県が乳幼児医療費条例の文言で「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に改正することに伴い、本町の現在、「乳幼児・こども医療費」の文言を「こども医療費」に改正する。

質疑。この制度改正で県からの補助がふえるのか。どのくらい町の負担が軽減できるのかお伺いする。

答弁。その月、その年の医療費によって変わるので試算はしていない。

質疑。乳幼児という文言が削除され、子どもだけに限定された形に表現上はなっているが、これを意味するのはどこにあるのか。

答弁。県のほうが「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に名称を変えたことに伴い、本町の「乳幼児医療費」を「こども医療費」に変えるということである。

質疑。改正条例の文言の中で、「子どもを児童に改める」とあるが、どういう差があるのか。

答弁。現行では、乳幼児はここ、子どもはここといったふうになっている。今回の改正1号で、子どもというのは、乳幼児及び児童という規定にしている。子どもというのは乳幼児及び児童ということで、今回改正をした。

質疑。親から見て子供はどこまでか。

答弁。通常、さまざまな条例等によって子供の定義は異なる。通常、18歳が多いようです。

討論。討論なし。

採決。全会一致で可決することに決しました。

議案第42号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,979万7,000円とする。

その中で、その他の委託料で平成30年度から国民健康保険の運営が町から県に移管することに伴い、標準保険料率の算定に必要なデータを8月に県に提出しなければならないので、保険納付金算定システムデータ連携委託料として63万8,000円をお願いする。で、財源は調整交付金で交付されると。

質疑。8月、県に提供しなければならないということは、いつわかったのか。

答弁。当初予算に間に合わない時期であった。3月ぐらいだったと思う。以降やりとりがあって、最終的には、平成28年4月8日に発表された。

質疑。県の標準と比べると上毛町は低いということですが、保険料、この先どうするのか。引き上げるのか、一般財源で保険料を抑えるのか。

答弁。今後、動向を見極めながら判断したい。

質疑。保険事業を広域化してやるということはメリットがなければならぬと思う。今までの単独ですと、それぞれの負担が大変だから医療費が高いところ、安いところがある。それを均一化するスケールメリット的なことを考えて、県単位でもって保険事業をやるということか。

答弁。将来的に国から3,400億円の補助があると聞いている。そういったところから、率をこちらが思ったほど上げなくていいのか、試算をしてみなければわからないという状態である。

討論。反対討論として、広域化は上毛町の保険税の引き上げにつながるおそれが十分ある。システムの改正そのものに反対するので、この補正予算を反対する。

採決。起立多数で可決することに決しました。

その中で、長寿福祉課長から、財源は調整交付金で申し上げたが、今回は繰越金を充当している。後日、確定後に財政調整交付金ということで、財源変更するということの追加答弁がありました。

発議第2号 中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の再稼働の中止及び川内原発の稼働停止を求める意見書（案）について、最初に提案者に補足説明を求めました。

熊本地震が契機となった。中央構造線、活断層、それで原発が危ないのではないか。特に、伊方については、ここから110キロという近い所にある。川内については真下の活断層による原子炉の破壊ということになると、偏西風に乗って放射能が来るというおそれが十分あるということで提出した。

質疑。原発があるゆえに、何年に一度か稼働をとめて点検をしなければならない。そのための代替エネルギーとして火力発電所がある。現実、原発がなくても、火力発電所を動かせば電力は足りるのではないか。どう考えるか。

答弁。原発が稼働停止して5年間になる。できると思う。

討論。反対討論として、永久的に原発を稼働することは賛成できない。自然エネルギーに供給が十分可能になった段階で、原発は廃止、クリーンで人間生活に十分な、安全な自然エネルギーに全面転換を望む。ただ、今はその時ではない。

賛成討論。原発はなくてもかわる発電所として、火力発電所がちゃんと準備されている。現実的に、原発がなくても火力発電所を動かせば、ちゃんとやっていける。反対討論、もう1件あり。

採決。起立多数で採択することに決しました。

最後に、提出先の件ですが、国の関係及び中央行政に対して市長に提出をしているが、このことについてどうかということで、最終的に、県の議会事務局に確認をして、国の判断を仰いで提出先を決めるということで、提出者も同意をされました。

以上、報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）以上で常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）日程第2、議案第36号 上毛町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、以上2件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

宮崎委員長。

○総務産業建設委員長（宮崎昌宗君）おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告いたします。

当委員会は6月13日、議会中小会議室にて、常任委員会全員と町長以下執行部の出席をもって、午前9時56分開会、午前10時6分閉会しました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の条例案2件です。

当委員会に付託された案件の審査を行いましたので、その経過と結果を会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

1番、議案第36号 上毛町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について、担当課長である企画情報課長に説明を求め、質疑を行いました。説明といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、本条例を改正する必要があるため。詳しくは、番号法に定めがある罰則規定を削除するものであると説明がありました。

質疑といたしまして、罰則規定が削除されるとは、具体的にどう変わるのですか。

答弁。上位法律の番号法で規定されており、それが適用されるので、市町村条例には必要はないと指摘を受けたためです。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決しました。

2番、議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、担当課長である産業振興課長に説明を求め、質疑を行いました。

説明といたしまして、農村環境整備事業の完了及び実施に伴い、本条例を改正する必要があるため。詳しくは、今回蔵尾地区のかんがい排水事業を実施するに当たり、受益者から分担金を徴収する必要があり、同事業の東下地区の暗渠排水事業が完了したため条文から削除するとの説明がありました。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）以上で、常任委員長の報告が終わりました。

これから総務産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。



(「質疑なし」という声あり)

○議長 (安元慶彦君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

○議長 (安元慶彦君) 日程第7、議案第41号 平成28年度上毛町一般会計補正予算  
(第1号) 1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長 (峯 新一君) 皆さん、おはようございます。6月13日、定刻前、  
13時少し前より始まった予算決算常任委員会審査の報告をいたします。

今回は補正予算6,901万2,000円を追加し、総額43億6,201万2,000円としたものです。質疑の内容は、大池公園開発事業西側中央園路整備実施設計業務委託料の件や、放課後児童クラブ館新築工事費の件等々と、たくさん質問していただき、活発な審査ができたと思っております。その中で、反対討論2人、賛成討論2人とする中で、採決の結果、8対2、賛成多数をもって議案第41号 平成28年度一般会計補正予算 (第1号) は可決しました。

以上です。

○議長 (安元慶彦君) 予算決算常任委員長の報告が終わりました。これから予算決算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 (安元慶彦君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

○議長 (安元慶彦君) これから委員会付託案件の討論、採決を行います。日程第2、議案第36号 上毛町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 (安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、議案第36号 上毛町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君)日程第3、議案第37号 上毛町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、議案第37号 上毛町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君)日程第4、議案第38号 上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第38号 上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することになりました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第5、議案第39号 上毛町乳幼児・こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第39号 上毛町乳幼児・こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することになりました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第6、議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第7、議案第41号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第1号）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第41号を反対の立場から討論いたします。

放課後児童クラブの瑕疵担保契約3年は短すぎることに、国県補助率と町の一般財源の負担割合を見ると、超過負担が生じていると言わざるを得ません。

マイナンバー登録件数を追加する予算が計上されています。マイナンバーは個人情報情報が漏れる可能性があります。

大池公園整備事業は、合併算定になると、平成33年以降の財政分析を行わず、事業の採算性、費用対効果、維持管理費も調査せず、事業を進めています。大池公園整備事業は、近い将来、上毛町の財政危機を招く確率が非常に高いということを申し上げまして、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）議案第41号を、賛成の立場で討論いたします。

放課後児童クラブは、大変、児童を守るという上で必要な施設だと思っておりますので、賛成いたします。

続きまして、大池公園開発事業西側中央園路整備事業実施計画業務について反対の討論がありましたが、今回のこの事業は、既存の園路を再整備する事業の中で、大池公園が町有財産である以上は、町として再整備、維持管理していくのは的外れではないと思っておりますので、先々の開発事業があろうがなかろうが、この業務はすべきだと思います。

以上で賛成討論といたします。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）3番議員、廣崎です。反対討論を行います。

このたびの補正予算、放課後児童クラブ館の建築等については賛成ですが、開発交流推進費の設計管理委託料について賛成できかねるため、反対いたします。

反対の理由を述べます。

今回の補正は大池公園周辺整備事業の一環であり、この事業については住民の理解が進んでおらず、5月広報、住民懇談会での説明で、3段階に分けて事業の進捗を進めていくと説明がありました。

第2段階、高速道路連結部、第3段階と住民の理解を得て進めると一般質問でも回答がありました。しかし、第1段階で行う工事も、次の第2、第3段階に進むステップであると考えます。私が意見を聞いた住民のほとんどの方反対の意見が多く、この事業は税金の無駄遣いと思います。ちなみに、今回の補正予算が可決されると、遊歩道の工事予算、職員の旅費、人件費等を含むと、大池公園関連経費は約4億円の支出になります。以上の理由により、私は本予算には賛成できないということで、反対討論とさせていただきます。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

大山議員。

○9番（大山 晃君）賛成討論でいいですか。私は大池公園開発につきましては、これは合併前、豊永村長時代に遊歩道等々開発をしかねた、残した仕事でございます。だから、ぜひこれを解決させて、上毛の町、そして九州一の輝く町に発展させたいと思いますので、賛成いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

三田議員。

○8番（三田敏和君）私は賛成の立場から討論させていただきます。

放課後児童クラブにつきましては、町民の期待も大きく、早急に設計をして工事にかからなきゃならないということ、そして、東九州自動車道の騒音を測量するといったような、やっぱり住民に必要な議案があります。で、そういう中で、大池公園も早くこれを工事をしてやらないと、潮流に乗り遅れるというような状況もあると思いますので、ぜひこの予算をしっかりと執行していただきたいと思ひまして、賛成いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 賛成多数。よって、議案第41号 平成28年度上毛町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第8、議案第42号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第42号を反対の立場から討論いたします。

この議案は、国保運営の広域化のためのシステム改修です。国保の広域化は住民の声の反映しにくくなり、国保税の引き上げにつながる可能性が非常に強くなるので、この議案に反対いたします。

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 賛成多数。よって、議案第42号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第9、発議第2号 中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の再稼働の中止及び川内原発の稼働停止を求める意見書(案)を、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）私は、反対の立場から討論いたします。

九電に確認したところ、今、月に1,000キロワットの電力を使用しておりますが、そのうちの200万キロワットは太陽光、原子力は50万キロワットのように、太陽光の200万キロワットが不安定で、安定した供給ができてないというふうに、非常に、今、九電も心配をしております。そういう理由から、現在では安定した原子力からの供給を求めると同時に、将来的には自然エネルギーが安定した状態になれば終息するというような形で、今は時期が早いのではないかということで、停止をすることは反対の立場から討論いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、発議第2号は賛成の立場から討論いたします。

全国にある原発が一度全部停止したとき、電力は不足しませんでした。原発が稼働しなくても電力は足りていることが証明されました。原発再稼働はトイレのなきマンションと言われ、放射能汚染がたまるだけです。日本は地震の活動期に入ったと言われています。地震の揺れで原発の配管は崩れやすく、原発事故につながります。一旦、原発事故が起きると、被害の広がりや事故を解決するための時間、被害の大きさなど、どの事故と比べても比較にならないほど大きいものです。特に、私たちが住んでいる近くにある原発で事故が起きれば、風評被害も含めて放射能汚染の被害を受け、がんなどを発病するリスクも高くなるため、原発再稼働は絶対に行うべきではないということをお願いして、この発議に賛成いたします。皆さんの御賛同をよろしく願います。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案採択であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（安元慶彦君）起立少数。よって、発議第2号 中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の再稼働の中止及び川内原発の稼働停止を求める意見書（案）は、原案を不採択することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）これから、本日、追加案件の審議を行います。

日程第10、議案第43号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）ただいま上程いただきました追加提案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第43号、平成28年度 上毛町一般会計補正予算（第2号）ではありますが、指定管理施設大平楽において、シロアリによる被害報告があり、対策費用の算定を行った結果、管理協定に基づく町の行う修繕業務に該当いたしますので、早急に修繕業務に着手するため補正予算の追加をお願いするものであります。

以上、1議案でございますが、きわめて急を要するものでございますので、慎重に御審議をいただき、また御可決くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案理由のありました議案は本日採決する議案ですので、提案理由に対する質疑は、議案内容の説明に対する質疑とあわせて行いますので御了承ください。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、議案第43号につきまして私のほうから御説明をさせていただきます。

議案第43号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成28年度上毛町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,601万2,000円とするものでござ



います。

平成28年6月17日提出、上毛町長、坪根秀介。

今回の追加補正では、町長の提案理由の御説明にもございましたとおり、指定管理施設大平楽のシロアリ対策にかかる修繕費の追加をお願いするものでございます。

まず、4ページの事項別明細でございますが、今回、歳入財源としては普通交付税で400万円を計上いたしております。

歳出の7ページでございますが、6款1項1目商工振興費に修繕費として400万円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終了しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）シロアリということでございますが、当初、シロアリ対策はしてははずというふうに、私は認識しておりますが、その効力が切れてそういうシロアリが出たのか。で、そのシロアリについて、どのようにして現認をされたのか、その点について、まずお伺いします。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）大平楽のシロアリ対策、済みません、当初建てたときにシロアリ対策をしているかということは確認しておりませんが、今回は、5月31日にエイトのほうから、シロアリがおるということで現状を見てくれということで、すぐ現場に行きました。で、早急に対応をするため、要するにどのくらい費用がかかるかということで、私たちが持っている予算でできる範囲であれば早急に行う方向にいくんですが、6月8日にお見積もりをいただきまして400万円ぐらいかかるということで、今回、部分的な施工ではなく、シロアリ、今一番発生というか、活動が多い時期でございまして、目視でもできる部分がございますので、大平楽全体を周回に薬剤を注入するような形で見積もりを出していただきまして、今回、補正予算でお願いするところでございます。

そういう流れで、今回お願いさせていただきました。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）シロアリというのは、一度に、あるときにポンとふくわけじゃなくて、過去から徐々にというような状況がある、私の家でもそのような状況がありましたし、あるのではないかなという気がしますが、そんな急に出たということなのか、それと、今全体に薬剤を注入するという答弁でしたが、今、現認されるところで言えば、どこの分で、全体の何%ぐらい占めているのか、答弁ください。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）今、目視で確認しておりますのが、大平楽に入りまして、さわやか市の前の正面の部分のところに木箱とかたくさん置いているんですが、そこで目視することができる。それと、大平楽の中央部に中庭がございます。そのところにウッドデッキみたいのがございまして、そこも目視で確認できるということございまして、そういうところで目視でできるということは、ある程度、巣が広範囲にあるということで、部分的に処理するより、やはり広範囲に、先ほど言いましたが、道の駅全体、周囲に薬剤を注入することによって、全体的な処理が必要だということで、協議した結果、方向性決めましたんで、今回、このような金額になりまして、お願いしているところでございます。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）本体に及んでいるのですかね。建物、今ウッドデッキとか前の箱とかというようなことを言われましたが、本体部分に、風呂の温泉の横とか、そういう部分まで入ってるということが現認されてるのかどうか。そして、このシロアリの駆除というのは、メーカーによっていろいろ値段の差も相当あるというふうに思いますので、きちっと、その辺は何社か入れて確認をさせた中で工事をすべきだというふうに思います。その辺はいかがですか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）シロアリについては、今、目視で確認をしたのは、先ほど報告したところで、本体に確実に入っているということは、ちょっと確認は、まだ、しておりませんが、こういう状態であれば、間違いなく今後多大な被害があるということは、もちろんシロアリ業者の方の経験と、私たちもある程度認識ございますので、そういう状況でございます。で、業者につきましては、今見積もりとった業者は1件でございますが、一応5年保証をつけた見積もりでございまして、もちろん見積もり入札という形で数社を指定いたしまして決定していく流れで、今考えております。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第43号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第12、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規

則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査  
としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、  
閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長(安元慶彦君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

平成28年第2回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時45分